

# 平成27年度事業計画書

## はじめに

この法人は、平成9年に「財団法人深川高年齢者職業経験活用センター」として設立され、平成25年4月法律改正により「一般財団法人深川高年齢者センター21」と名称を変えた。

更に昨年(平成26年)8月、それまでの主として高齢者を対象として行っていた事業を、新入社員から高齢者までと対象範囲を広げる事を目的に、「一般財団法人前川ヒトづくり財団21」と名称を変えた。

今後の目標としては現在の事業を発展させ「公益財団法人」を目指す事としたい。

## 事業目的

当財団は定款により下記の目的で事業を進める事としている。

「この法人は、人口の高齢化と若年労働力の減少する社会にあつて、勤労者特に高齢者の活性化を通じ、社会の活力と経済の維持、発展に寄与することを目的としている」

## 事業内容

次の3点を事業内容としている。

- 1、勤労意欲のある者への就労の支援を目的とする事業。
- 2、高齢者の再就職を促進するための労働者派遣事業。
- 3、その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

前項の事業については、日本全国で行う。

\* 上記記載通り、事業対象範囲を広げ法人名称も変更し公益財団法人を目指す事としているが、定款の「事業目的」及び「事業内容」は新事業の目途がつくまで変更せず現状のまま進める事とした。

## 事業内容の説明

- 1、勤労意欲のある者への就労の支援を目的とする事業。

「公益目的事業」として「場所的自己発見研修会」を行っている。

「場所的自己発見研修会」は当財団設立当時から行っているが一般財団移行時に国から継続事業として認可を受け「公益目的事業」として行っている。

### 研修会内容

誰でも歳をとるに従って、自分が思っている自分の姿と他人が見ている自分の姿の間には

大きなギャップが出てくる。このギャップに気づき組織のなかでいきていくためにはどう対処していくかを考えることを目的としている。

研修内容も毎年更新するとともに新しい講師も加えレベルアップを図っている。

研修を受講した人達には定年後もヒアリングやカウンセリングまたこれからのあり方を少人数で話し合う「雑談会」と称した定期的な会合等も行いフォローアップを行っている。

今後の方向としては、これまでの参加者からもっと若い時にやってほしかったとの要望が出ており、現在対象としている50歳時をもっと若い年齢層に移して行きたい。

研修会は1回15名から20名が参加し、1泊2日で年間3回から4回開催しているがこの回数も増やす方向で来期も継続実施したい。

## 2、高齢者の再就職を促進するための労働者派遣事業。

「収益事業」として行っており、収入の大部分を占める収益源になっている。

主に前川グループに所属し65歳で退職する人を対象に雇い入れ労働者派遣事業を行っている。

現在約60人の派遣社員を抱えているがあわせて当財団の特徴である高齢者活性化も進めている。

## 3、その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

### 1、年金相談

主に年金対象者に対し年金説明や相談を随時行っている。

### 2、前川製作所の人材育成等の受託・共同事業

前川製作所グループに所属する社員を対象とし

#### 1. 1年生社員研修

1年生に対して「前川を知る」と「共同体」についての研修を行う。

#### 2. 3年生社員研修

社会人基礎作りの集大成としての研修で前川理事長とのTV会議を行う。

「共同体」「すみわけ」をテーマに自分の30年計画を考える研修を行う。

#### 3. リーダー研修（30～40代）

次代を担うリーダーとして“21世紀におけるマエカワの”すみわけ”をテーマに議論する。単なる研修ではなく、議論を通して自ら気づき、考え、判断し、何をすべきかが分かるまで身体化することを意図している。

次代の幹部候補育成とリーダークラスの共同体化をサポートする事を目的としている。

#### 4. 総合的な人材育成システム作り

例えば入社3年生社員が1年生社員の教育を行う。このことにより教える側である3年生も育つ。このような先輩社員が後輩社員を教育する事により相乗効果が上がるような人材育成システムを作る。

### 3、各種フォーラムの実施

#### 1. 共創サロン（共創会青年部フォーラム）

当財団が主体となり共創会（前川製作所の取引関係会社）青年部と前川製作所がコラボすることによりイノベーションを起こす取り組みを考える。

#### 2. 動と静研究会フォーラム

「動と静の融合」によるイノベーションを起こすことを目的に外部から参加者を募りフォーラムを開催する。

#### 3. すみわけフォーラム

「すみわけ」をテーマとして、外部より参加者を募り主に理事長のスピーチやディスカッションなどを行い新しい経営のあり方考える。

### 4、講演の実施

「動と静の融合」や「すみわけ」等を主題に外部で行われている各種研修会等に参加し講演等を行う。

## その他報告事項

### 1、役員改選について

定款により本年度定時評議員会（6月開催）の終結の時をもって役員改選となります。現理事及び監事は平成23年6月24日付けで就任されています。定款により決議は評議員会で行われます。

参考（定款）

（役員任期）

第12条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関するまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

評議員会（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

## 2、定款の変更について

下記2件の変更を行います。

定款により決議は評議員会で行われます。

### 1、(評議員の報酬等)

(現行)(第13条)評議員に対して、各年度の総額が 50,000 円を超えない範囲で支給することができる。

(改正案)(第13条) 評議員のそれぞれに対して、年額50,000円を報酬として支給することができる。

2 前項とは別に、評議員会の決議により、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### 2、(役員報酬等)

(現行)(第28条)理事及び監事は、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

(改正案)(第28条)理事及び監事のそれぞれに対して、年額 50,000 円を報酬等として支給することができる。

2 前項とは別に、評議員会の決議により、理事及び監事にその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 3、「公益財団法人」移行について